

介護のとびら

問い合わせ先
地域包括支援センター 電話 31-2510

皆で支え合うための「介護保険制度」

利用するにはどんな手続きが必要？

介護保険を利用するときは、要介護認定申請をします。その時に本人や家族の状況を確認し、希望するサービスを必ずうかがいます。「高い保険料を納めていて、申請する権利があるのに、なぜ？」と感じるかもしれませんが、介護保険の使い方は法律で細かく決められているからです。税金を中心とした福祉サービスと違って、介護保険は40歳以上の皆さまから納めていただいた保険料(50%)と国・県・町の公費(50%)が財源となっています。保険料は3年ごとに見直され、必要以上に使い続けると、その分保険料は上がっていきます。

要介護認定申請の手続

- ①町の認定調査員による調査。
ご自宅や病院、施設へ調査員が訪問します。
- ②かかりつけ医の意見書
自己負担はありませんが、一件につき五千円程度が保険料と公費から支払われています。
- ③審査会により介護度が決定
①の調査結果と②の医師の意見書が佐久

広域の専門家による審査会にかけられ、要介護度が決定されます。

※訪問調査は介護が受けられる安定した状態のときに調査します。入院治療中や、熱があるなど体調が悪いときは調査ができません。必要になってから相談していただいても大丈夫です。

申請から認定まで1ヶ月くらいかかりますが、介護度が決定する前でも必要なサービスを使うことが可能な場合もあります。

調査や意見書など、認定にかかった費用は介護保険の財源から支出されるので、必要な時に必要な人が安心して使える介護保険制度を続けていくため、皆さまのご協力をお願いします。



要介護認定申請窓口

ようこそ

町長室へ

茂木 祐司



ドイツの有名なロマンチック街道の関係者34人が日本を訪問し、歓迎会が軽井沢町で10月5日におこなわれました。これは、日本でも地域の活性化をはかる目的で、栃木県日光市から長野県上田市までの360kmを日本ロマンチック街道として周辺の市町村が指定し、今年が20周年にあたることから訪日が実現したものです。

歓迎会の中で、町長という仕事は、いろいろなことを勉強しなければいけないものだと感じました。というのは、ドイツの方々とお話をするには言葉が通じないという大問題がありました。幸い、私のテーブルの方々は英語が話せたので、手振り身振りをまじえて何とか意思の疎通ができました。

ドイツの方の感想は、「長野県の山や森は、ドイツの風景とよく似ている」「日本のビールも、おいしい」などでした。また、御代田町の企業にもドイツには親しみを抱いていると話したところ、機会があれば御代田町にも訪問したいとのことでした。

社会のグローバル化が進むなか、青少年の国際的視野を磨くためにも、これからは諸外国との交流は大切なことと思います。



町長直通

Fax 32-3141

メールアドレス moteki-y@town.miyota.nagano.jp